

処 分 基 準

平成 2 7 年 4 月 1 日 作成

法 令 等 名	警備業法
根 拠 条 項	第 2 2 条 第 7 項
処 分 の 概 要	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	警備業法 第 3 条 第 1 号～第 6 号（警備業の要件） 第 2 2 条 第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準	<p>警備業法第 2 2 条 第 7 項 各号に該当し、警備員指導教育責任者として不 適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。</p> <p>ここで、同項第 3 号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意 による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明ら かに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その 態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係 (電話 0 6 - 6 9 4 3 - 1 2 3 4 内線 3 1 7 8 1)
備 考	